

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)
の翌日

目 次

- ◇告 示 牛等の移入の禁止の解除
開発行為に関する工事の完了
- ◇選管告示 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決の要旨
- ◇公 告 職業能力開発促進法による技能検定の合格者

告 示

鳥取県告示第九百七十七号

昭和六十年八月鳥取県告示第八百四十四号（牛等の移入の禁止については、廃止する。

昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十年三月十六日鳥取県指令受都計第二百九十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市夜見町字新開九
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市道笑町二丁目一六七
有限会社高野総本店
代表取締役 高野令一

鳥取県告示第九百七十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十年十月十四日から施行する。

昭和六十年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

広島支店

広島市中区橋

本町

を

広島支店

広島市中区立町

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

昭和六十年八月十六日鳥取県高郡青谷町大字八葉寺百六拾六番地植田美実から提起された昭和六十年七月七日執行の青谷町議会議員の一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、昭和六十年十月九日裁決を行ったので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百五十五條の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 中 進

裁 決 書

鳥取県高郡青谷町大字八葉寺166番地

審査申立人 植 田 美 実 (71歳)

上記審査申立人から、昭和60年8月16日付けで提起された同年7月7日執行の青谷町議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、昭和60年7月7日執行の青谷町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の選挙の効力に関し、同年7月15日青谷町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し興議の申出をしたところ、町委員会は、同年7月29日この興議の申出を棄却する旨の決定をしたが、これを不服として同年8月16日町委員会に対し、町委員会の決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるといふものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件選挙において、投票者総数にくらべて投票総数が一票不足している。

このことは、公職選挙法第46条、公職選挙法施行令第37条に違反し、もつて、選挙管理執行事務の違法性を推定させるに十分な事実である。

すなわち、選挙管理執行事務中に故意又は重大な過失により当該票を紛失したものと推定するに難くない。

2 この一票の不足が、仮りに選挙人の持ち帰りであつたとしても、それは公職選挙法施行令第42条に明らかに違反するものであり、選挙管理執行事務を正当化するものでない。

裁決の理由

当委員会は、この審査の申立てを受理し、町委員会から弁明書及び関係書類を、また申立人から当該弁明書に対する反論書をそれぞれ徴することともに、申立人の審尋及び関係者からの事情聴取等必要な調査を行い、慎重

に審理したところ、結果は次のとおりである。

1 申立理由1について

本件選挙における一票の不足については、町委員会と申立人との間に争いのないところであるが、当委員会は、関係書類の調査の結果、投票者総数6,630人、投票総数6,629票と一票の不足については事実と認めた。

申立人は、この一票の不足について、審査申立書において投票の際の管理執行中の故意又は重大な過失によつて当該票を紛失したものと主張するが、これは単に一票が不足した事実をもつて管理執行中の規定違反を推測したものにすぎず、その事実を立証するものは皆無である。

当委員会が行つた調査によれば、町委員会における投票事務関係者に対する管理執行上の指示、投票所の設備等いずれも適正に措置されており、投票管理執行上の態勢に遺漏はないと認められる。

さらに、投票管理者及び投票立会人全員の事情聴取の結果においても、投票事務は公正適格に処理されており、申立人が推定する管理執行中の規定違反を裏付ける事実はない。

したがつて、申立人の主張は認められない。

2 申立理由2について

申立人は、この一票の不足が、仮りに持ち帰りであつたとしても、管理執行事務を正当化するものでないと主張するが、当委員会が行つた調査及び投票関係者の事情聴取の結果、投票の際の管理執行規定違反の事実が認められない以上、このような投票用紙の持ち帰りは公職選挙法第48条、公職選挙法施行令第37条及び第42条の規定に関する当該選挙人の違反行為であつて、選挙の任に当たる機関の規定違反に当たらない。

したがつて、申立人の主張は認められない。

3 審査における陳述について

申立人は、当委員会が行つた本人審査の陳述の中で、不足の一票は、開票所での紛失が8割、投票所での紛失が2割と信じていると一貫して主張するが、それは、投票あるいは開票の際に紛失した可能性があるという推測を述べたにすぎない。

以上の審査の結果、当委員会は申立人の主張はいずれも理由がないと認め本文のとおり裁決する。

昭和60年10月9日

鳥取県選挙管理委員会

委員長	前田忠雄
委員	面谷規夫
委員	友松五郎
委員	藤田義雄

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した昭和60年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

昭和60年10月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一級技能検定合格者

金属プレス加工

富田 広行	上田 伸治	山下 哲郎	山 下 哲郎
角田 英幸	福田 政春	宇佐美 長治	山 下 哲郎
工場板金			
有 蘭 敏郎			
電気めっき			
田 中 道夫			
紳士服製造			
谷 口 保和	山 本 幸則	平 野 恭一	平 野 恭一
奥 平 正広	竹 堀 内 幸則	田 口 定育	田 口 定育
寺 垣 繁治	上 村 光好	西 垣 西典	西 垣 西典
伊 坪 吉温	堀 内 明雄	石 田 幸峰	石 田 幸峰
岩 見 根 実	福 田 本 敏明		
山 根 憲治	小 林 静男		
建具製作			
印刷			
保 田 繁夫			
左官			
石 田 三進	原 田 武明	藤 原 正人	藤 原 正人
大 谷 三郎	松 尾 君寿	太 田 正人	太 田 正人

西 村 武 之

新 装	久 晴	網 牧	福 美 津	春 石	菜 上	裕 行	史 敷
木 本 村	久 晴	尾 田 刈	賢 恒 昭	藤 村 米	本 上 田	行 正 隆	男 人 昭
岡 田 立	知 代 司 生 德 之	草 岩 霜	修 義 修				
坪 足 原 和							
柳 原 和							
セラウー裝飾							
杉 本 りつゑ							
機械加工							
岩 山 本 美 尋 行 司							
橋 本 尋 行 司							
建築板金							
田 中 博 己							
仕上げ							
小 谷 唯 志							
製材のこ目立て							
平 井 久 由 士							
吉 田 勝 由 士							
建設機械整備							
戸 羽 博 孝							
造園							

鹿田幸一 奈良井 豊

床仕上げ施工

河井雅也 門脇俊司 岡田泰弘

天井仕上げ施工

中島栄太郎

熱絶縁施工

森田勝

サツシ施工

上田博

表装

朝倉正弘

浅田輝丈 男弘

長尾菅原正行

布はく縫製

磯部久美子

足羽悦子

結城伸子

磯部久美子

上田幸みざ子

石入江光栄

伊藤